



(組合員の購読料は
組合費に含まれます)

港区新橋5-15-5
交通ビル
国労東日本本部
発行責任者 大沼 元
編集責任者 樋口孝重

No. 809 定価
20円

2018年
9月1日

2018年
労働条件に関する要求
職場討議資料

QRコードから
でも閲覧できます
<http://www.e-nru.com/>

2018年度「労働条件に関する協約」改訂要求を提出 今後「付帯要求」集約に向け、話し合いを進めよう!!

国労東日本本部は、8月24～25日に第32回定期大会を開催し、代議員の真摯な討論により、「戦争のできる国づくり」に向けてひた走る安倍暴走政治ストップに向けた政治闘争の強化、「安全・安定」輸送の確立、安心して働き続けられる労働条件の確立、2019春闘勝利に向けた闘い等、山積する諸課題を精一杯闘い、そして全ての諸課題を組織強化・拡大に結実していくことを確認し、2018年運動方針を確立してきました。同時に、通年の取り組みとしている以下の「労働条件に関する協約」改訂要求を申し入れることについても確認をしてきました。私たちのこの間の交渉を通じて、前年度は、「乗務員勤務制度の改正」での稠密線区における朝食時間拡大や、「賃金制度の一部改正」での深夜早朝手当の増額、さらには、この間女性部が求めていた制服の見直し、2020年に向けて改善される等、部分的ではありますが取り入れられています。組合未加入社員の増加の中で、「就業規則」改正につながる「労働条件に関する協約」改訂の取り組みは重要です。

今後、今大会で確立された「要求」に加えて、「付帯する要求」の集約期間に入ります。各職場から、話し合いを進めていきましょう!

【付帯する要求確立に向けたスケジュール】

【討議期間】 2018年10月末日までに、各分会は要求項目（根拠も添えて）を地方本部に提出すること。

【討議内容】 今号に記載の「2018年度労働条件に関する協約改訂要求」を基に、職場で話し合う場・集まる場を設定し、「付帯する要求」の集約を図ること。

尚、例年「労働条件に関する協約改訂要求」の中で取り扱っている「乗務員勤務に関する要求」項目については、現在会社より提案されている、「乗務員勤務制度の見直しについて」等の動向を見つつ、関係職協と相談の上で検討をしていきたいと考えています。

2018年労働条件改善要求

《基本的要求》

1. 2006年11月の包括的一括和解の趣旨に基づき、具体的諸課題の是正・改善を図ることはもとより、健全かつ正常な労使関係を構築すること。
2. 会社は和解の趣旨をふまえ、複数労働組合が存在することを認め、公平・公正な人事・労務管理に徹すること。また、そのことについて支社および職場末端まで周知徹底をその責任において図ること。
3. この協約の有効期間は一年とすること。

《具体的要求》

制度に関する要求

1. 任用の基準については、基本要求に沿って労使協議の事項とし、公正・厳格な運用を徹底すること。
2. 60歳定年制を見直し、65歳に達した場合とする。ただし、60歳以降については、どの時点において退職しても定年退職と見なすこと。
3. 第二基本給を廃止すること。
4. 55歳以上の社員に対しての定期昇給制度を確立すること。
5. 業務上災害にかかわる休業については、解雇期間の制限を定めず、雇用を継続すること。

6. 職制の職務内容、職制の改廃は労使協議の事項とし、別表に定める「その他上長の指示する業務」は削除すること。
7. 各勤務種別の細部の取り扱い基準についても、団体交渉において定めること。
- (1) 変形労働時間の特定
労基法32条2の変形労働時間制を適用する場合は、「特定」の趣旨を尊重すること。また、適用基準については団体交渉において定めること。
- (2) 勤務の予定・確定
確定後の勤務は業務上の都合によって任意に変更しないこと。
- (3) 休日等
① 協約第66条3の規定に基づく「1日指定した勤務及び休日等の取扱いに関する協定」については、労基法第32条2の趣旨を踏まえて見直すこと。
② 労基法32条2を適用する場合の公休日は一週一日の割合で付与すること。
③ 公休日については原則変更しないこと。ただし、やむを得ず変更する場合はその基準について明らかにすること。
④ 国民の祝日に勤務する者については、代休を付与するとともに手当を支払うこと。
⑤ 協約第61条に規定する特定4週間で跨ぎ出向発令する場合は、当該期間内に公休日が4日指定できるように出向先会社と調整すること。
8. 年間所定労働時間を1800時間に短縮すること。
9. 現行の「標準人員」を「必要人員」と改め、各職場における「必要人員」を下回ることのない要員配置を行うよう各支社及び各職場に周知徹底、指導を行うこと。
- (1) 長時間・過密労働の未然防止策について具体的な考え方を明らかにすること。
- (2) 職場における各種研修等への参加に伴う「危険日（仮称）3日間」を設け、非稼働日数に加算し予備要員を配置すること。
10. 「出張」については、現行みなし労働時間を改め、「出張」に伴う往復の時間も労働時間として取り扱うこと。
11. モニター制度を拡大し、改善をはかること。また、職務乗車証の乗車範囲を在来線自由席まで拡充すること。
12. 半休制度の使用制限をやめること。また、時間単位の年次有給休暇制度を新設すること。
13. 保存休暇及び忌引休暇については、出向休職後も使用できるよう、関係規則を改定すること。
14. 健康診断の受診に要する時間はすべて労働時間とすること。
15. 安全衛生委員会については、法令に則り、事業所ごとに月1回の開催を徹底すること。また、協議内容の周知を徹底すること。
16. 産業医・衛生管理者・保健師の職場巡回については、法令に則り、月1回の巡回を徹底すること。
17. アスベスト健康管理手帳取得に関しての事業主証明の発行については、JR発足以降にアスベスト作業もしくはアスベストを含有した機器等の検修に携わっていた場合は、旧国鉄での業務経験年数にかかわらず、最終曝露箇所であるJR東日本として速やかに発行すること。

手当に関する要求

1. 都市手当について
(1) 市町村合併等により行政区分の変更等があった場合は、新たな区分によること。
(2) 各等級での増額を図ること。
2. 寒冷地手当について
(1) 物価等の経済状況に見合った支給額に見直すとともに、そのおかれている状況（灯油の注文期間等）を勘案し、8月1日現在の在勤者に対し、当月の賃金支給日に支払うこと。
(2) 扶養者の消失等による寒冷地手当の減額をやめること。
3. 通勤手当について
(1) 通勤に要する費用での自己負担を無くすこと。
(2) 駐車料金補助制度を新設すること。
(3) 自動車等で通勤する組合員に対する支給は、実態に合わせて見直すこと。
4. 職務手当について
(1) 一人勤務駅の勤務者に対し、「駅務駅長手当」を新設すること。
(2) 駅等に勤務する者のうち、「前ア以外の者で、特に指定された者」に、改札業務、出札業務等に従事する者を加えること。
5. 特殊勤務手当について
設備関係社員が自動車運転業務に従事した場合（輸送障害発生時における自動車運転業務を含む）、「業務用自動車運転手当」を新設すること。
6. その他
(1) 第435条での家財運送料については、独身寮と独身寮以外での差額を改善すること。
(2) 所有住宅援助金については、現行の「月額2,500円ただし、新築または購入した日から5年を経過するまでは、月額5,000円を給付する」から、「月額5,000円、月額10,000円」に増額すること。